

綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザルに係 る審査基準書

1. 審査基準書の位置づけ

本審査基準書は、綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託の優先交渉者を選定するための、公募型プロポーザル方式での採点基準について記述したものであり「令和 7 年度綾瀬市立小中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」を補うためのものである。

2. 業者の選定方法

業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。

3. 審査について

【別紙 2】採点基準詳細の各項目について、プレゼンテーション及び企画提案書等資料について、評価基準をもとに各委員が採点した点数(各委員 100 点満点)を審査点とする。最終的に各委員の審査点を合計した点数を該当事業者総点数とし、最高点数を得たものから順位をつけるものとし、第 1 位のものを優先交渉者とする

ただし、順位決定を行う際に同位の提案書がある場合は、審査員の投票により順位を決定する。審査員の投票でも同数の場合は、金額の安い事業者をもって順位付けを行う。また、総得点が 1 位であっても、「令和 7 年度綾瀬市立小中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザル仕様書」を満たしていない場合や、各項目における得点が 0 点の場合は、失格となり優先交渉者としなないことがある。

4. 採点基準及び採点項目について

(1) 採点基準について

採点項目毎の採点基準は次のとおりとする。

評価基準	点数
優れている/期待できる	5点
やや優れている/やや期待できる	4点
どちらとも言えない	3点
やや劣る/あまり期待できない	2点
劣る/期待できない	1点
要求の水準を満たしていない	0点

(2) 採点項目について

採点項目は「【別紙2】採点基準詳細」のとおりとする。